

日本看護倫理学会の設立に寄せて

小幡 光子

三重大学医学部看護学科・成人看護学・クリティカルケア看護

日本看護倫理学会の設立を大変嬉しく思っています。

第1回集会では、型通りの運営を超えて、熱気あふれる議論がなされ、参加者それぞれの現場が抱える問題の切実さと学会への期待感が感じられました。

「看護倫理について、その定義や探究方法、倫理原則や理論と看護倫理の関係、現場の問題の解決等について、本格的な議論を行うことができる学会」(高田大会長)に育つよう、会員として今後の発展を共に支えていきたいと思っています。

大きな変化：2008年の今、国内外ともに大きな変化の波が押し寄せてきています。グローバル化の時代、世界はどのような秩序の中で動いていくのか？日本の医療・社会保障政策をめぐる混乱は現在の政治状況の中でどのように収束されるのか？等々、これらは私たちの生活にも大きな影響を与えることになり、当然、看護の将来にも密接にかかわるはずで、まだ先行きは不透明なままですが、私たちは大きな視野で物事をとらえられるよう思考を鍛える必要があると思います。そういう意味でも、学会の役割は重要です。

看護基礎教育の変化と倫理の重要性：看護では、2009年4月から新カリキュラムのもとで「看護実践能力の向上」を目指した看護教育がスタートします。さらに、厚生労働省は7月7日「『看護基礎教育のあり方に関する懇談会』

論点整理(案)」を公表し、看護基礎教育の「4年制大学化」の方向を示すとともに、医療・看護を取り巻く状況の変化、看護職員に求められる資質・能力について、充実化の方向性(具体化のための方策と課題)を述べ、その中で看護専門職としての普遍的資質として「倫理観」を持つことの重要性が、当然ではありますが指摘されています。

最近の身体拘束判決から：奇しくも、この原稿を書いている最中の9月5日、名古屋高裁において看護にとって看過できない判決「患者拘束に賠償命令」¹⁾が下されました。

以下、この判決について筆者なりに整理して紹介します。

判決：医療機関でも同意を得ることなく患者を拘束して身体的自由を奪うことは原則として違法である。

注)1審では「正当」今回は2審で原告側の逆転勝訴

判断基準

- ・身体抑制や拘束の問題を見直し行わないようにしようという動きは、介護施設だけでなく高齢者や看護にかかわる医療機関でも同様であり問題意識を有するべきであった。
- ・拘束の弊害は一般に認識されており、当然(医療者であれば)認識できる。
- ・緊急避難行為として例外的に許される基準：切迫性、非代替性、一時性の3要件

違法性

- ・ 同意を得ていない
- ・ 本件は違法性の阻却要件はない：危険への切迫性はなく、夜間せん妄は病院の診療・看護の適切性を欠いた対応などが原因になっている。（おむつへの排泄の強要・看護師のつたない対応等）
- ・ 勤務状況からも、看護師が患者に付き添って安心させ、不安を和らげるといような対応が可能であった。

筆者はこの判決をある感慨をもって読みました。

1992年に雑誌で「抑制」²⁾を取り上げ、1997年には「“抑制”に対する看護師の意識と私の提案」³⁾を書き、筆者なりに問題提起をしてきた経緯があったからです。当時急性期医療の現場で看護師をしていた私の痛切なジレンマでした。16年を経た現在、社会の要請と相まって、看護職者の患者の人権擁護や倫理的配慮に対する認識は格段に変化し自覚も高まっています。看護教育に倫理教育が取り入れられ、様々な取り組みや努力、研究がなされてきていることも事実です。一方で、臨床現場において、この問題に対して具体的実践的な改善ができていないのでしょうか？ 残念ながら、実効性という点でいえば、この訴えのような状況がまだ続いているのではないのでしょうか？ この問題が法の場に持ち込まれてしまったことが残念でなりません。判決文では「看護師の対応＝看護の質」について、かなり具体的に言及されています。判決を他山の石とせず、あらためて自らの看護を振り返り、向上させる契機としたいと思いません。私たちは自律した専門職として責任を果たすことを社会に宣言した立派な「倫理綱領」を持っています。この綱領を具現化できる力を持ちたいですね。倫理は単なる規範ではなく、行為化されて初めて意味を持つのです。

学会への期待：効率化と安全性・質の確保という矛盾した厳しい要求の中で、看護は様々な困難を抱えています。個人ではどうにもならないことが多々ありますが、やはり、基本はひとり一人の「本当にこれでいいのだろうか？」という気づきや疑問が出発点です。そのことを声に出して仲間と語り、様々な資源を活用し、問題解決のための思考とスキルを身につけるとともに倫理的感受性を高めていきましょう。学会にはその強力なサポーターの役割も果たして欲しいです。

教育における倫理：筆者はたまたま法学部出身ということで、大学教育の初期の段階から「看護倫理」を担当し、倫理委員会にも関わってきました。倫理委員会では10年近く、そして、未だに、自然科学研究と看護研究における「科学」や「研究方法」をめぐる議論を繰り返しています。

教育においても様々な倫理的問題があります。特に看護基礎教育の中核である「実習」に関して、学生の「受け持ち患者への同意や介入の在り方」「個人情報 - 電子カルテのアクセス」「学部生の臨床研究倫理」など教員や組織によってその対応は様々で、臨地側との連携も含め、まだまだ未整備な状況です。これらのことも、学会として組織的な調査に取り組めるのではないのでしょうか。

課題は山積しています。この学会が、臨床・教育・管理・研究等にかかわる人々が交流を深め、協働して、真にそれぞれの現場を変えるための発信基地となることを祈りつつ。

参考文献

1. 朝日新聞、2008年9月6日朝刊
2. 小幡光子(1992).ワーキングスマート、第22回/抑制、ナーシングトゥデイ 7(1) 52-55.
3. 小幡光子(1997). “抑制”に対する看護師の意識と私の提案、エキスパートナース 13(2). 24-27.

平成20年6月15日 日本看護倫理学会設立集会・第1回日本看護倫理学会学術集会の様様

